ける指定特定事業法人の課税の特例の項中「第60条の２第１項」を「第61条第１項」に改め、同表認定研究開発事業法人等の課税の特例の項を削り、同表農業経営基盤強化準備金の項中「又は平成26年旧措置法第61条の２第１項」を削り、「別表十二(十五)「10」」を「別表十二(十四)「10」」に改め、同表農用地等を取得した場合の課税の特例の項中「又は平成26年旧措置法第61条の３第１項」を削り、「別表十二(十五)「43の計」」を「別表十二(十四)「43の計」」に改め、同表換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の項中

第65条第３項において準用する第64条の２第７項において準用する第64条第１項又は第65条第３項において準用する第64条の２第８項において準用する第64条第８項	00548	法規別表十三(四)「21」の欄の金額（当該金額が同表「23」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

を

第65条第３項において準用する第64条の２第７項において準用する第64条第１項又は第65条第３項において準用する第64条の２第８項において準用する第64条第８項	00548	法規別表十三(四)「21」の欄の金額（当該金額が同表「23」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
第65条第10項	00582	法規別表十四(四)「18」の欄に「換地処分等」と記載した譲渡損益調整資産の同表「14」の欄の金額

司のの

に改め、同表収用換地等の場合の所得の特別控除の項中「別表十(六)「18」」を「別表十(五)「18」」に改め、同表特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項中「別表十(六)「33」」を「別表十(五)「33」」に改め、同表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項中「又は平成26年旧措置法第65条の４第１項」を削り、「別表十(六)「38」」を「別表十(五)「38」」に改め、同表農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項中「又は平成26年旧措置法第65条の５第１項」を削り、「別表十(六)「43」」を「別表十(五)「43」」に改め、同表特定の長期所有土地等の所得の特別控除の項中「別表十(六)「48」」を「別表十(五)「48」」に改め、同表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項を次のように改める。

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第１号）	00359	法規別表十三(五)「18」の欄の金額（当該金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第２号）	00360	
	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第３号イ又はロ）	00549	
	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第３号ハ）	00550	
	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第４号）	00551	
	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第５号）	00552	
	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第６号）	00363	
	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第７号）	00235	
	第65条の７第１項若しくは第９項若しくは第65条の９（第65条の７第１項の表の第８号）又は平成26年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項若しくは平成26年旧措置法第65条の９（平成26年旧措置法第65条の７第１項の表の第８号）	00236	
	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第９号）	00422	
	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第10号）	00364	
	第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第１号）	00365	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第２号）	00366	
	第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第３号イ又はロ）	00553	